

# 笠間市の給与・定員管理等について

【公表内容は、総務省の公表様式に基づくものです。】

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (23年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 22年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
23年度	79,227	29,869,854	666,702	5,808,980	19.4	20.8

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たりの 給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
23年度	643	2,506,408	352,970	883,983	3,743,361	5,822	6,045

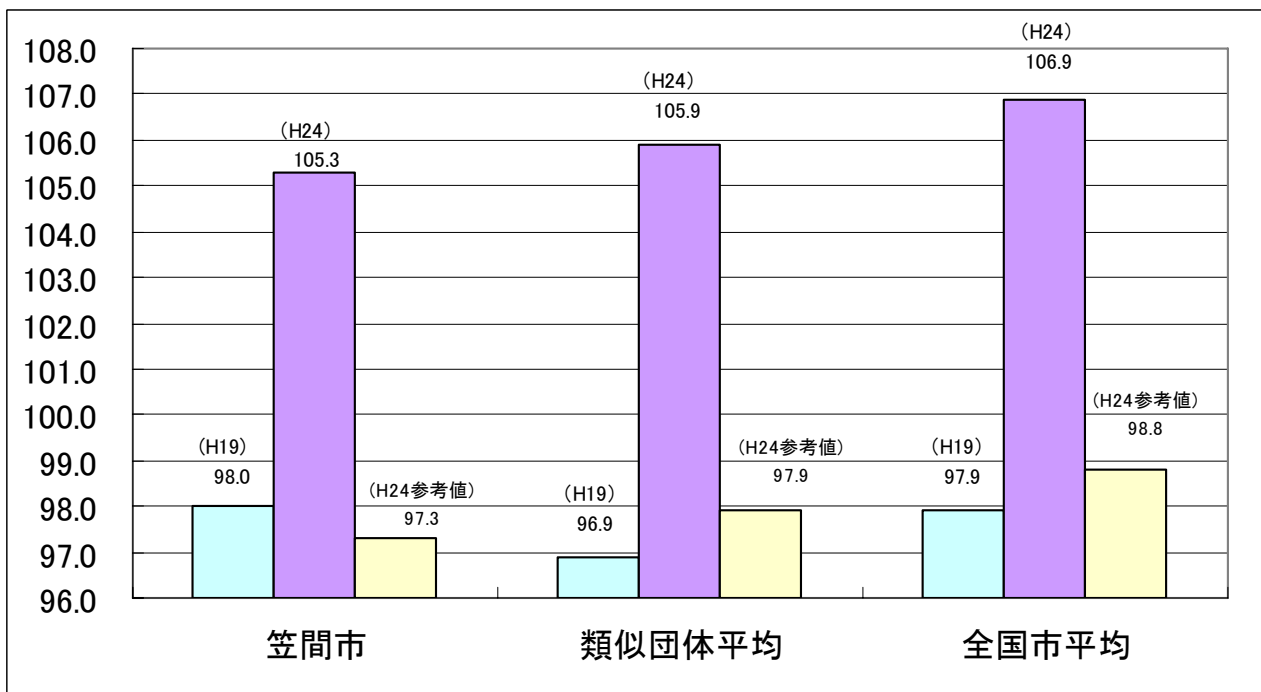
- (注) 1 職員手当には、退職手当を含みません。  
2 職員数は、平成23年4月1日現在の人数です。

### (3) 特記事項

#### 給与抑制措置

- ① 市長の給料については、平成18年4月から20%の減額措置を実施しています。
- ② 副市長及び教育長の給料については、平成20年4月から5%の減額措置を実施しています。
- ③ 管理職の管理職手当については、平成21年4月から10%の減額措置を実施しています。

### (4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です（ラスパイレス指数は、本給のみの比較であり、国において支給される各種手当（地域手当等）を含んだ比較ではありません。）。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
- 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置がないとした場合の値です。

## 2 一般行政職給料表の状況（平成24年4月1日現在）

（単位：円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200
最高号給の給料月額	243,700	307,800	354,700	388,300	400,600	422,600	456,200

（注）給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

## 3 職員の平均給与月額、初任給等の状況（公営企業職を除く）

（1）職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成24年4月1日現在）

### ① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
笠間市	44.1歳	333,300円	381,127円	353,501円
茨城県	42.9歳	339,193円	415,012円	372,519円
国 (減額前)	42.8歳	304,944円 (329,917円)	—	372,906円 (401,789円)
類似団体	43.2歳	327,748円	391,486円	362,999円

### ② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
笠間市	51.8歳	39人	287,900円	313,700円	298,233円	—	—	—	—
主な職種	うち調理員	18人	285,300円	293,128円	288,800円	調理士	43.7歳	248,600円	1.18
	うち運転手	6人	290,200円	363,100円	319,100円	自家用自動車運転手	58.6歳	207,300円	1.75
	うち用務員	3人	298,400円	312,400円	306,600円	用務員	53.5歳	206,600円	1.51
茨城県	49.7歳	410人	341,928円	387,954円	367,502円	—	—	—	—
国 (減額前)	49.7歳	3,479人	270,465円 (285,030円)	—	307,506円 (323,181円)	—	—	—	—
類似団体	49.0歳	39人	314,792円	350,255円	335,630円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
笠間市	4,892,300 円	— 円	—
うち調理員	4,653,336 円	3,407,200 円	1.37
うち運転手	5,545,300 円	2,764,000 円	2.01
うち用務員	4,932,800 円	2,861,400 円	1.72

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています（平成 21 年～23 年の 3 ヶ年平均）。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※ 年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年度に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

### ③ 教育職（幼稚園教諭）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
笠間市	44.4 歳	318,000 円	331,371 円
茨城県	45.3 歳	386,513 円	432,620 円
類似団体	41.3 歳	313,448 円	342,930 円

### ④ 消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
笠間市	41.6 歳	330,500 円	391,525 円	353,849 円
国：警察職 (減額前)	41.2 歳	297,622 円 (316,195 円)	—	346,716 円 (367,421 円)
類似団体	39.3 歳	302,791 円	372,985 円	337,036 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成 24 年 4 月 1 日現在における各職種の職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には、時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額」(国ベース)の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)です。

(2) 職員の初任給の状況 (平成24年4月1日現在)

区 分		笠間市	茨城県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	172,200 円	総合職：172,557 円 (181,200 円) 一般職：163,987 円 (172,200 円)
	高校卒	140,100 円	140,100 円	133,418 円 (140,100 円)
技能労務職	高校卒	137,200 円	135,600 円	—
	中学卒	121,600 円	129,200 円	—
消防職	大学卒	197,200 円	—	—
	高校卒	158,100 円	—	—

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値です。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額 (平成24年4月1日現在)

区 分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大学卒	264,838 円	308,825 円	335,367 円
	高校卒	—	—	314,900 円
技能労務職	高校卒	—	—	—
	中学卒	—	—	—
消防職	大学卒	—	—	—
	高校卒	—	291,300 円	322,217 円

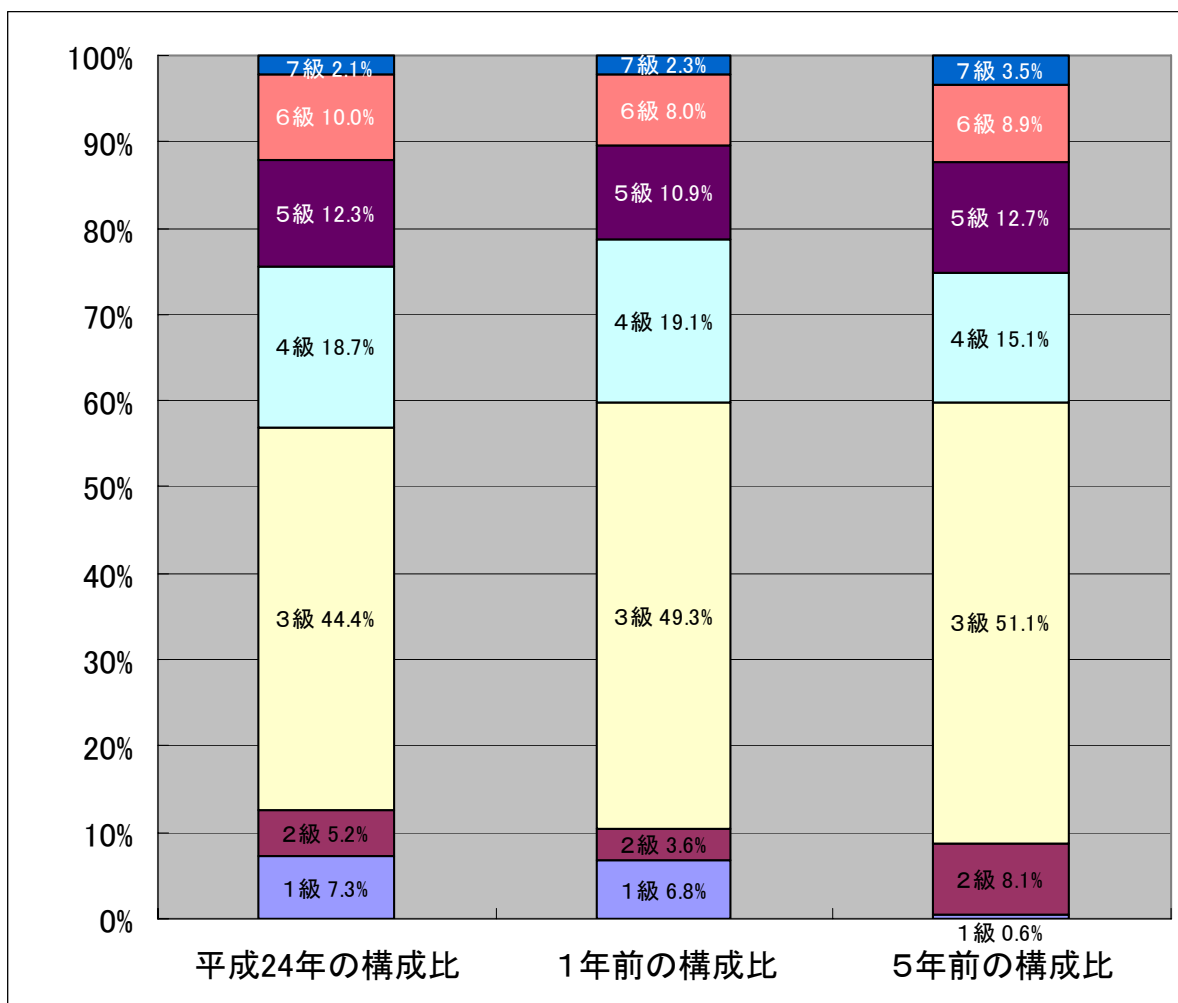
## 4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成24年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事, 主事補	32 人	7.3%
2 級	主事	23 人	5.2%
3 級	係長, 主幹	195 人	44.4%
4 級	主査	82 人	18.7%
5 級	課長補佐, 施設長	54 人	12.3%
6 級	課長, 副参事	44 人	10.0%
7 級	部長	9 人	2.1%

(注) 1 笠間市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給等への勤務成績の反映状況

本市では人事評価制度を実施しており、この結果を昇給数及び勤勉手当成績率に反映しています。

## 5 職員の手当の状況（公営企業職を除く）

(1) 期末手当・勤勉手当

笠間市	茨城県	国
1人当たり平均支給額（23年度） 1,394千円	1人当たり平均支給額（23年度） 1,677千円	—
(23年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.29月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・ 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25%

(注) 1 ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

2 本市では、人事評価結果に基づき勤勉手当成績率を決定しています。

(2) 退職手当（平成24年4月1日現在）

笠間市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			・定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		
1人当たり	—	24,155千円			
平均支給額		【24,293】千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成23年度に退職した職員に支給された平均額です。  
2 【 】内の数値は、企業会計職員を含んだ数値です。

(3) 地域手当（平成24年4月1日現在）

笠間市では支給していません。

(4) 特殊勤務手当（平成24年4月1日現在）

支給実績（23年度決算）		4,226千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）		27千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（23年度）		24.1%	
手当の種類（手当数）		14種	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
滞納整理従事手当	税務課，保険年金課，高齢福祉課及び下水道課等に勤務する職員	市税等の滞納整理に関する現業に従事するため出張したとき	日額 200円
感染症防疫作業手当	右記業務に従事した職員	感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の危険がある物件の処理作業に従事したとき等	日額 200円
植物防疫作業手当	右記業務に従事した職員	植物防疫作業を行い，又は指揮監督を行う者が特に身体に危害を受けるおそれのある業務に従事したとき	日額 200円
社会福祉業務手当	福祉事務所（社会福祉課）等に勤務する職員	社会福祉業務の現業員が調査及び面接相談等の業務に従事するため出張したとき	日額 200円
精神保健業務手当	健康増進課に勤務する職員	精神障害者又は精神障害の疑いのある者と直接接して行う面接相談，訪問指導又は集団生活指導の業務に従事したとき等	日額 200円

行旅病人, 同死亡人及び変死人処理従事手当	福祉事務所(社会福祉課)等に勤務する職員	行旅病人, 同死亡人, 又は変死人の処理に従事したとき	行旅病人 1件 500円 行旅死亡人又は変死人 1件 3,000円
動物死体処理手当	環境保全課, 生活課等に勤務する職員	動物死体の処理作業に従事したとき	日額 500円
夜間看護手当	市立病院に勤務する看護師等	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に従事したとき	1回につき 4時間以上 3,300円 2時間以上 2,900円 2時間未満 2,000円
医師研究手当	医師	公衆衛生に関する調査研究の業務に従事したとき	月 85万円以内
放射線取扱手当	市立病院に勤務する職員	エックス線撮影若しくは透視の業務に従事したとき等	エックス線撮影若しくは透視の料金の固定点数の100分の3
感染症接触手当	市立病院に勤務する職員	感染症患者の診療又は介助若しくは感染症の病原体の付着した物体の処理作業に従事したとき	日額 50円
災害防ぎょ手当	消防職員	水火災又はその他の災害防ぎょに従事したとき	1回 250円
救急業務手当	消防職員	救急業務に従事したとき	救急救命士 1回 510円 その他の救急隊員 1回 300円
救助活動手当	消防職員	救助活動に従事したとき	1回 250円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(23年度決算)	118,562千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	184千円
支給実績(22年度決算)	127,537千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	193千円

(6) その他の手当（24年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価（月額）	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で指定するものについて支給 ・ 部長 67,000 円 ・ 課長 42,000 円 ・ 副参事 42,000 円 ・ 施設長 24,000 円 など	同じ	—	35,096 千円	461,789 円
扶養手当	他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている扶養親族のある職員に支給 ・ 配偶者 13,000 円 ・ 配偶者以外の扶養親族 1人につき 6,500 円 （配偶者がいない場合は、そのうち1人につき11,000円） ※ 扶養親族である子のうち満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算	同じ	—	85,888 千円	249,674 円
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を払っている職員に支給 ① 23,000円以下の家賃の場合 {家賃額－12,000円} ② 23,000円超の家賃の場合 {(家賃額－23,000円)÷2＋11,000円 (27,000円が限度)}	同じ	—	20,544 千円	311,273 円
通勤手当	通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるものを使用することを常例とする職員等（通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの等を除く。） ① 電車、バス等交通機関利用の場合 発行されている最長通用期間の定期券の額 月額 55,000 円を上限 ② 自動車等、交通用具利用の場合 通勤距離により 月額 2,000 円 ～ 24,500 円 ③ ①及び②併用者 月額 55,000 円を上限	同じ	—	30,825 千円	53,516 円



単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い、転居し、父母の疾病その他規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、単身で生活することを常況とする職員に支給 月額 23,000 円 + 加算額 加算額は、交通距離により 月額 6,000 円 ~ 45,000 円	同じ	—	—	—
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始の休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給 ・ 1 時間当たりの給料額 × 135/100	同じ	—	34,299 千円	333,000 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務する職員に支給 ・ 1 時間当たりの給料額 × 25/100	同じ	—	10,267 千円	99,680 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給 1 回当たり 4,200 円 (勤務時間 5 時間未満 2,100 円)	同じ	—	1,751 千円	5,180 円
管理職特別勤務手当	規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として規則で定める職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第 3 条第 1 項、第 4 条及び第 5 条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合に支給 1 勤務当たり ・ 部長 8,000 円 ・ 課長, 副参事 6,000 円 ・ 施設長 4,000 円	同じ	—	—	—

## 6 特別職の報酬等の状況（平成24年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	720,000 <sup>注1</sup> （ 900,000 ） 円	(参考)類似団体における最高/最低額 1,000,000 円 / 447,500 円	
	副市長	684,000 <sup>注1</sup> （ 720,000 ） 円	816,000 円 / 497,000 円	
報 酬	議 長	460,000 円	698,000 円 / 335,000 円	
	副 議 長	425,000 円	620,000 円 / 275,000 円	
	議 員	400,000 円	560,000 円 / 255,000 円	
期 末 手 当	市 長 副市長	(平成23年度支給割合) 2.95月分 【役職加算(15%)】		
	議 長 副議長 議 員	(平成23年度支給割合) 2.95月分 【役職加算(15%)】		
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市 長	給料月額×在職年数×5.5	15,840,000 円 (19,800,000 円)	任期ごと
	副市長	給料月額×在職年数×3.1	8,481,600 円 (8,928,000 円)	任期ごと
	備 考			

(注) 1 給料，報酬及び退職手当の（ ）内は，減額措置を行う前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は，平成24年4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき，1期（4年＝48月）勤務した場合における退職手当の見込額です。

## 7 職員数の状況（公営企業職を含む）

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

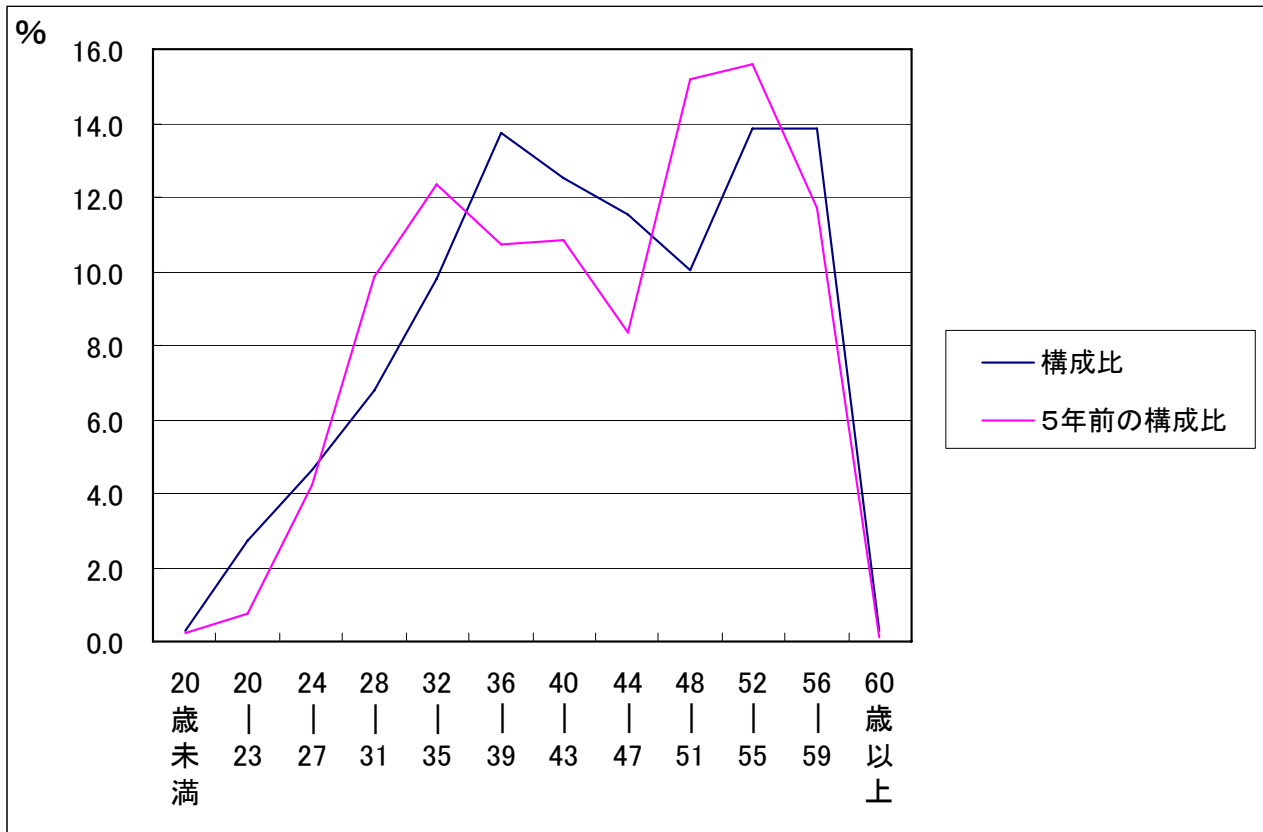
単位：人

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成23年	平成24年		
普通 会 計 部 門	議 会	6	6	0	新規採用者及び退職者等の増減による。
	総 務	125	130	5	
	税 務	41	39	△2	
	労 働	—	—	—	
	農林水産	36	33	△3	
	商 工	16	17	1	
	土 木	65	54	△11	
	民 生	87	92	5	
	衛 生	48	45	△3	
		(一般行政) 計	424	416	△8
	教 育	93	94	1	新規採用者及び退職者等の増減による。
	消 防	127	126	△1	
	小計	644	636	△8	<参考> 人口1万人当たり職員数 80.28人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 73.53人)
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院	25	27	2	
	水 道	17	17	0	
	交 通	—	—	—	
	下水道	21	21	0	
	その他	35	35	0	
	小計	98	100	2	
合 計		742 [868]	736 [868]	△6	<参考> 人口1万人当たり職員数 92.90人

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数です。

2 [ ] 内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成24年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	20人	34人	50人	72人	101人	92人	85人	74人	102人	102人	2人	736人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	19年	20年	21年	22年	23年	24年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	466	451	441	435	424	416	△50(△10.7%)
教育	114	112	107	100	93	94	△20(△17.5%)
消防	127	129	131	127	127	126	△1(△0.8%)
普通会計計	707	692	679	662	644	636	△71(△10.0%)
公営企業等会計計	95	100	99	100	98	100	5(5.3%)
総合計	802	792	778	762	742	736	△66(△8.2%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

## 8 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考)平成22年度 総費用に占める 職員給与費比率
23年度	千円 1,685,182	千円 188,968	千円 134,316	% 8.0	% 8.1

区分	職員数 A	給与費				一人当たりの 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
23年度	人 17	千円 71,405	千円 12,836	千円 25,730	千円 109,971	千円 6,469	千円 6,350

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数は、平成24年3月31日現在の一般職の職員数です。

##### イ 特記事項

管理職の管理職手当については、平成21年4月から10%の減額措置を実施しています。

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成24年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
笠間市	48.5歳	375,055円	530,647円
団体平均	45.4歳	358,043円	528,316円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

笠間市水道事業	団体平均
1人当たり平均支給額（平成23年度） 1,513千円	1人当たり平均支給額（平成23年度） 1,492千円
(23年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.29月分 (1.45)月分 (0.65)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

##### イ 退職手当（平成24年4月1日現在）

平成23年度は退職者が1名のため掲載を省略します。

なお、本市全体での支給額を普通会計の部に付記しておりますので、こちらをご参照ください。

##### ウ 地域手当（平成24年4月1日現在）

笠間市では支給していません。

エ 特殊勤務手当（平成24年4月1日現在）

支給実績（平成23年度決算）		－ 円	
支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）		－ 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（23年度）		－ %	
手当の種類（手当数）		1種	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
滞納整理従事手当	水道課に勤務する職員	市税等の滞納整理に関する現業に従事するため出張したとき	日額 200 円

オ 時間外勤務手当

支給実績（23年度決算）	6,639 千円
職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	443 千円
支給実績（22年度決算）	3,266 千円
職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）	218 千円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当も含んでいます。

カ その他の手当（平成24年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価（月額）	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（23年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で指定するものについて支給 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部長 67,000 円</li> <li>・ 課長 42,000 円</li> <li>・ 副参事 42,000 円</li> </ul>	同じ	－	1,131 千円	565,500 円
扶養手当	他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている扶養親族のある職員に支給 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配偶者 13,000 円</li> <li>・ 配偶者以外の扶養親族 1人につき 6,500 円（配偶者がいない場合は、そのうち1人につき11,000円）</li> </ul> ※ 扶養親族である子のうち満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算	同じ	－	3,787 千円	291,308 円

住居手当	<p>自ら居住するため住宅を借り受け、月額 12,000 円を超える家賃を払っている職員に支給</p> <p>① 23,000 円以下の家賃の場合 {家賃額-12,000 円}</p> <p>② 23,000 円超の家賃の場合 {(家賃額-23,000 円)÷2+11,000 円 (27,000 円が限度)}</p>	同じ	—	270 千円	270,000 円
通勤手当	<p>通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるものを使用することを常例とする職員等（通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの等を除く。）</p> <p>① 電車、バス等交通機関利用の場合 発行されている最長通用期間の定期券の額 月額 55,000 円を上限</p> <p>② 自動車等、交通用具利用の場合 通勤距離により 月額 2,000 円 ~ 24,500 円</p> <p>③ ①及び②併用者 月額 55,000 円を上限</p>	同じ	—	1,107 千円	69,213 円
単身赴任手当	<p>公署を異にする異動等に伴い、転居し、父母の疾病その他規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、単身で生活することを常況とする職員に支給</p> <p>月額 23,000 円+加算額 加算額は、交通距離により 月額 6,000 円 ~ 45,000 円</p>	同じ	—	— 千円	— 円
夜間勤務手当	<p>正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務する職員に支給</p> <p>・ 1 時間当たりの給料額×25/100</p>	同じ	—	— 千円	— 円
宿日直手当	<p>宿日直勤務を命ぜられた職員に支給</p> <p>1 回当たり 4,200 円 (勤務時間 5 時間未満 2,100 円)</p>	同じ	—	— 千円	— 円

<p>管理職特別勤務手当</p>	<p>規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑，困難及び責任の度が高い職員として規則で定める職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項，第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合に支給</p> <p>1 勤務当たり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部長 8,000 円</li> <li>・ 課長，副参事 6,000 円</li> </ul>	<p>同じ</p>	<p>—</p>	<p>— 千円</p>	<p>— 円</p>
------------------	---	-----------	----------	-------------	------------



## (2) 病院事業

### ① 職員給与費の状況

#### ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考)平成22年度 総費用に占める 職員給与費比率
23年度	千円 526,733	千円 11,474	千円 262,984	% 49.9	% 51.5

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たりの 給与費 B/A	(参考)類似団体平 均一人当たり給与 費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
23年度	人 27	千円 104,547	千円 31,234	千円 36,799	千円 172,580	千円 6,391	千円 6,747

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数は、平成24年3月31日現在の職員数です。

#### イ 特記事項

管理職の管理職手当については、平成21年4月から10%の減額措置を実施しています。

### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成24年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
笠間市病院事業	44.4歳	343,714円	547,524円
団体平均	40.2歳	326,212円	562,284円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

### ③ 職員の手当の状況

#### ア 期末手当・勤勉手当

笠間市病院事業	団体平均
1人当たり平均支給額（平成23年度） 1,363千円	1人当たり平均支給額（平成23年度） 1,326千円
(23年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.29月分 (1.45)月分 (0.65)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

#### イ 退職手当（平成24年4月1日現在）

平成23年度は退職者がいないため掲載を省略します。

なお、本市全体での支給額を普通会計の部に付記しておりますので、こちらをご参照ください。

#### ウ 地域手当（平成24年4月1日現在）

笠間市では支給していません。

エ 特殊勤務手当（24年4月1日現在）

支給実績（23年度決算）	8,010 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	445 千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（23年度）	66.7%		
手当の種類（手当数）	3種		
1 「笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例」に基づく特殊勤務手当（企業職員のみ）			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
夜間看護手当	看護師・准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に従事したとき	1回につき 4時間以上 3,300円 2時間以上 2,900円 2時間未満 2,000円
医師研究手当	医師	公衆衛生に関する調査研究の業務に従事したとき	月 85万円以内
放射線取扱手当	放射線技師	エックス線撮影若しくは透視の業務に従事したとき等	エックス線撮影若しくは透視の料金の固定点数の100分の3
感染症接触手当	市立病院に勤務する職員	感染症患者の診療又は介助若しくは感染症の病原体の付着した物体の処理作業に従事したとき	日額 50円

オ 時間外勤務手当

支給実績（23年度決算）	5,273 千円
職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	229 千円
支給実績（22年度決算）	4,533 千円
職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）	197 千円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当も含んでいます。

カ その他の手当（平成24年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価（月額）	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（23年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で指定するものについて支給 ・院長 100,000円 ・事務局長 42,000円 ・看護師長 24,000円 ・薬剤科長 24,000円	同じ	—	1,906 千円	476,500 円

扶養手当	他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている扶養親族のある職員に支給 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配偶者 13,000 円</li> <li>・ 配偶者以外の扶養親族 1人につき 6,500 円 (配偶者がいない場合は、そのうち1人につき11,000 円)</li> </ul> ※ 扶養親族である子のうち満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000 円を加算	同じ	—	2,315 千円	330,714 円
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け、月額12,000 円を超える家賃を払っている職員に支給 ① 23,000 円以下の家賃の場合 {家賃額-12,000 円} ② 23,000 円超の家賃の場合 {(家賃額-23,000 円)÷2+11,000 円 (27,000 円が限度)}	同じ	—	— 千円	— 円
通勤手当	通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるものを使用することを常例とする職員等 (通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの等を除く。) ① 電車、バス等交通機関利用の場合 発行されている最長通用期間の定期券の額 月額 55,000 円を上限 ② 自動車等、交通用具利用の場合 通勤距離により 月額 2,000 円 ~ 24,500 円 ③ ①及び②併用者 月額 55,000 円を上限	同じ	—	539 千円	38,500 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い、転居し、父母の疾病その他規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、単身で生活することを常況とする職員に支給 月額 23,000 円+加算額 加算額は、交通距離により 月額 6,000 円 ~ 45,000 円	同じ	—	— 千円	— 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1時間当たりの給料額×25/100</li> </ul>	同じ	—	1,931 千円	128,733 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給 1回当たり 4,200 円 (勤務時間5時間未満 2,100 円)	同じ	—	5,500 千円	2,750,000 円

<p>管理職特別勤務手当</p>	<p>規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑，困難及び責任の度が高い職員として規則で定める職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項，第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合に支給</p> <p>1 勤務当たり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部長 8,000 円</li> <li>・ 課長，副参事 6,000 円</li> </ul>	<p>同じ</p>	<p>—</p>	<p>— 千円</p>	<p>— 円</p>
------------------	---	-----------	----------	-------------	------------